

令和6年6月20日

都道府県介護保険主管課（室）
各 市町村介護保険担当課（室） 御中
介 護 保 険 関 係 団 体

厚生労働省老健局老人保健課

令和6年度報酬改定に対応した「科学的介護情報システム（LIFE）」の
稼働に係る周知について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

「科学的介護情報システム（LIFE）」（以下「LIFE システム」という。）につきましては、令和6年4月22日より新LIFE システムの一部機能について稼働を開始しておりますが、「令和6年度介護報酬改定を踏まえた科学的介護情報システム（LIFE）の対応について」（令和6年3月15日付け事務連絡）にお示ししたとおり、令和6年8月1日より令和6年度報酬改定に対応した新LIFE システムの稼働を開始する予定です。

稼働開始に当たっての新LIFE システムの変更点、旧LIFE システムから新LIFE システムへの移行作業の期限と、旧LIFE システムの停止日について、以下にお示しします。

各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴管内の介護事業者、市町村、関係団体、関係機関等に対して周知をお願いします。

記

1. 新LIFE システム（令和6年度報酬改定対応版）稼働に当たっての変更点について

令和6年8月1日稼働予定の令和6年度報酬改定に対応した新LIFE システムの主な変更点は以下のとおりです。

- 令和6年度介護報酬改定に対応した様式情報の登録（直接登録、CSV 連携登録）が可能
- 様式情報の入力支援機能の追加
- 管理ユーザだけでなく操作職員においても利用者情報の編集（個人情報除く）が可能
- 様式情報入力／変更時、利用者情報にも存在する一部重複項目（要介護度等）の更新が可能
- リハ・個別機能、栄養、口腔の一体的計画書の出力機能が追加

変更点の詳細は、令和6年8月1日のリリース内容に合わせて公開される操作説明書の更新内容をご確認ください。

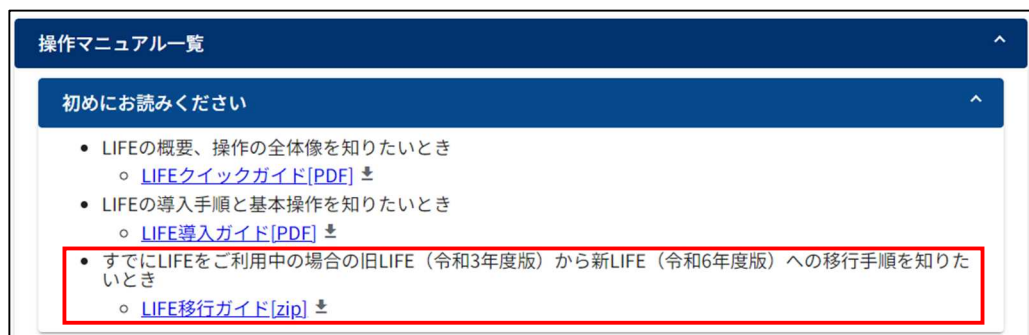
なお、新 LIFE システムに対応した「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム（LIFE）利活用の手引き」は、7月末頃に公開を予定しています。

2. 旧 LIFE システムから新 LIFE システムへの移行作業の期限

旧 LIFE システムを利用していた事業所・施設においては、新 LIFE システム利用に当たって必要な移行作業があります。令和6年8月1日以降は、旧 LIFE システムはサービスを終了し、利用できなくなるため、まだ移行作業を完了していない事業所・施設においては、令和6年7月30日までに移行作業の実施をお願いいたします。（7月31日はメンテナンス日となりシステムが停止する予定です）（別紙参照）移行作業については、「LIFE 移行ガイド」を以下のページにて公開しておりますので、ご活用ください。

- ・ 旧 LIFE システム：操作マニュアル・よくあるご質問等

<https://life.mhlw.go.jp/help>



3. 旧 LIFE システムの停止日について

旧 LIFE システムは令和6年7月31日でサービスを終了します。（別紙参照）既に令和6年4月11日以降、旧 LIFE システムでは、新規データの登録や、フィードバックデータの作成ができなくなっていますが、それに加えて、令和6年8月1日以降、以下を主とする、すべての機能が利用できなくなります。

- 移行に際して必要なバックアップファイルのダウンロード
- 過去のフィードバックデータのダウンロード
- お問い合わせフォームの利用（新 LIFE システムの問い合わせフォームは利用可能） 等

旧 LIFE システム停止前に、新 LIFE システムへの移行に際して必要なバックアップファイルや、PDCA サイクルの中で計画書等の見直しに必要となる、過去のフィードバックデータのダウンロードを必ず行ってください。また、各事業所・施

設からの新 LIFE システムの導入、及び機能や操作に関するお問い合わせは、令和 6 年 8 月 1 日以降、新 LIFE システムからのご利用をお願いします。

以上

(別紙) 新LIFEシステム利用に係る事業所・施設における対応 (スケジュール)

- 7月31日の新システム移行期間終了までに、**新LIFEシステムの利用登録及び移行作業が必要** (①：新LIFEシステム移行期間)
- **令和6年度報酬改定対応後のLIFE項目については、8月1日から登録可能となる予定。令和6年4月以降の加算算定に係るデータ提出は、原則10月10日までの遡り入力を可とする** (②：遡り入力期間)
- なお、6月改定のサービス (訪リハ、通りハ) についても、令和6年度4月以降にLIFEへ提出する情報は、令和6年度改定後のLIFE項目とすること

